主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を 精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年七月六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	山	精		_
裁判官	栗	Щ			茂
裁判官	小	谷	勝		重
裁判官	藤	田	八		郎
裁判官	谷	村	唯	_	郎